

(厚生労働委員会)

独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律案(衆第一号)(衆議院提出) 要旨

本法律案は、独立行政法人福祉医療機構が運用する基金の一部取崩しにより、障害者スポーツの振興のため特に必要と認められる活動への助成に充てることができるようにしようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基金の取崩し等

1 機構は、当分の間、障害者のスポーツの振興のため特に必要と認められる活動について特に必要な助成を行おうとする場合であつて、基金の運用の状況にかんがみやむを得ないと認めるときは、当該基金の一部を取り崩し、助成に充てることができるものとする。

2 取崩しは機構があらかじめ厚生労働大臣の承認を受けて行うものとし、厚生労働大臣は、その承認に当たつて、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならぬこととする。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。